

所沢ブランド特産品販売協力店登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所沢ブランド特産品認定要綱（平成30年5月1日施行）に基づき所沢ブランド特産品として認定された商品（以下、「認定品」という。）の販売及びPRに取り組む事業者を、所沢ブランド特産品販売協力店（以下、「協力店」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 協力店の登録申請を行うことができるものは、法人その他の団体及び個人であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 認定品の販売等に関し、必要な許認可等を取得していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づき旅館業を営むものを除く。
- (4) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと。

(登録申請)

第3条 登録を受けようとするものは、所沢ブランド特産品販売協力店登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(協力店の登録)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否について決定し、所沢ブランド特産品販売協力店登録審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(協力店の公表)

第5条 市長は、登録された協力店について公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(協力店の表示)

第6条 協力店は、販売店舗等に協力店として登録されている旨の表示をすることができる。

(協力店の責務)

第7条 協力店は次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 新たに販売する又はしないこととなった認定品名について、速やかに市長へ報告すること。
- (2) 販売する認定品について積極的な情報発信に努めること。
- (3) 販売において事故等の問題が生じたときは、自らの責任を持って問題の解決にあたること。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 協力店から登録を辞退する申出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第2条に規定する申請資格要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条第1号に規定する報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 全ての認定品の販売を中止し、再開の見込みがないとき。
- (6) その他市長が適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力店の登録を取り消すときは、所沢ブランド特産品販売協力店登録取消通知書（様式第3号）により協力店へ通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。